

論文等に関する規程の抜粋及び校閲ガイドライン

論文等が具備すべき条件

I. 論文 (Technical Paper)

1. 論文集に掲載される論文は、風力の学術または技術に寄与するもので、明白な誤りがなく、さらに原則として他の公開出版物に発表されていないことを満たした上で、次の条件を満たすものとする。
 - (1) 有用性：明確な研究目的あるいは工業的な有用性が示されていること。また、目的に沿った成果が得られていること。
 - (2) 独創性：従来研究との相違や未解明な点が明確化されており、独創性があること。
 - (3) 信頼性：骨子となる部分の理論・数式・計算・実験・結果の解釈等が正しく、明確に示されていること。
 - (4) 表現性：論理性があり、内容の精査が十分なされており、記述が冗長あるいは不足していないこと。

(論文審査規程第6条, 論文審査手続き3.3項参照)

2. ただし、次に該当するものも、新規論文として投稿することができる。
 - (1) 投稿前に本会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含む論文で、著作権法上、問題のないもの。
 - (2) 速報として既に掲載された技術報告書および技術ノートを発展させた論文。
 - (3) 大学、公的研究機関、企業などの発行する紀要、所報、技報などの出版物、および講演会、シンポジウム、ワークショップ、研究会、講習会などの講演論文集、プロシーディングス、教材などで、著作権法上、問題のないもの。

II. 技術報告書 (Technical Report)

論文集に掲載される技術報告書は、本会への投稿前に他の公開出版物に発表されていないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 従来 of 諸説の系統的整理
- (2) 各種の試験結果、試験事項、計算数値表、現場技術などで一般性のあるもの
- (3) 学術上または技術上、現在特に注目されている事項の総合報告
- (4) その他、風力の学術上または技術上、寄与すると認められるもの

なお、投稿前に本会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含むもので、著作権法上、問題のないものは新規技術報告書として投稿することができる。

Ⅲ. 技術ノート (Technical Note)

論文集に掲載される技術ノートは、本会への投稿前に他の公開出版物に発表されていないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 創意ある研究または技術開発に関する速報
- (2) 新規性ある学術または技術に関する速報

なお、投稿前に本会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含むもので、著作権法上、問題のないものは新規技術ノートとして投稿することができる。

投稿論文等の記載要件

1. 投稿論文等は、少なくとも同分野の読者には十分に理解されるよう記載されなければならない。
2. 論文および技術報告書の刷り上がりページ数は8ページ以内とするが、12ページまでは超過ページの加算料金を著者が負担することにより認められる。
3. 技術ノートの刷り上がりページ数は2ページ以内とする。